

公 告

平成27年3月2日

公告第564号

大同生命健康保険組合
理事長 上田 雅弘

組 合 規 約 の 一 部 変 更

下記のとおり、大同生命健康保険組合同規約を変更するので公告する。

記

■第44条(保険料及び調整保険料の負担割合) <平成27年3月1日付変更>

①改正趣旨

健康保険料率の変更(72%から94%)に伴い、事業主と被保険者の負担割合を変更。

②改正内容 ※新旧対照表添付

【現行】事業主 41/72、被保険者 31/72

【変更】事業主 52/94、被保険者 42/94

■第53条(一部負担還元金)、第55条(合算高額療養費付加金)

<平成27年4月1日付変更>

①改正趣旨

平成27年1月より、高額療養費(法定給付)の自己負担限度額が負担能力に応じた負担となるよう、標準報酬月額に応じて細分化された。

これに伴い、一部負担還元金、合算高額療養費付加金(付加給付)の自己負担限度額についても、応能負担、受診する者としなない者との負担の均衡等の観点から見直しを行う。

②改正内容 ※新旧対照表添付

一部負担還元金等の自己負担限度額

【現行】

一律 30,000円

【変更後】

| 区 分 | 自己負担限度額(上限) |
|----------------|----------------------------|
| 標準報酬月額83万円以上 | 100,000円+(医療費-842,000円)×1% |
| 標準報酬月額53万~79万円 | 60,000円+(医療費-558,000円)×1% |
| 標準報酬月額28万~50万円 | 30,000円+(医療費-267,000円)×1% |
| 標準報酬月額26万円以下 | 30,000円 *変更なし |

以 上

<組合同規約 新旧対照表>

※平成 27 年 3 月 1 日付変更

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>保険料及び調整保険料の負担割合) 第 4 4 条 一般保険料額及び調整保険料額の <u>72 分の 41</u> は事業主、<u>72 分の 31</u> は被保険者において負担する。</p> | <p>(保険料及び調整保険料の負担割合) 第 4 4 条 一般保険料額及び調整保険料額の <u>94 分の 52</u> は事業主、<u>94 分の 42</u> は被保険者において負担する。</p> <p>附 則 <u>この規約は平成 27 年 3 月 1 日から施行する。</u></p> |

※平成 27 年 4 月 1 日付変更

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(一部負担還元金) 第 5 3 条</p> <p>略</p> <p>2 一部負担還元金の額は、被保険者にかかる<u>診療報酬明細書又は調剤報酬明細書、療養費請求書各 1 件</u>（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第 1 1 5 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、<u>30,000円</u>を控除して得た額とする。</p> | <p>(一部負担還元金) 第 5 3 条</p> <p>略</p> <p>2 一部負担還元金の額は、被保険者にかかる<u>診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件</u>（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第 1 1 5 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、<u>別表に掲げる被保険者の区分に応じて定める額</u>を控除して得た額とする。</p> |
| <p>(合算高額療養費付加金) 第 5 5 条</p> <p>略</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、<u>診療報酬明細書又は調剤報酬明細書、療養費請求書各 1 件</u>（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、各診療月の合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者の支払った一部負担金等の額から、<u>被保険者に対する合算高額療養費に相当する額及び30,000円を控除して得た額</u>とする。</p> | <p>(合算高額療養費付加金) 第 5 5 条</p> <p>略</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について<u>合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件</u>（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）につき、<u>それぞれ別表に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前の療養に係る一部負担還元金、合算高額療養費付加金の支給については、なお従前の例による。</u></p> |

(別表)

一部負担還元金・合算高額療養費付加金の自己負担額

| 区分 | 自己負担額 |
|-----------------|------------------------------------|
| 標準報酬月額 83 万円以上 | 100,000 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% |
| 標準報酬月額 53~79 万円 | 60,000 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% |
| 標準報酬月額 28~50 万円 | 30,000 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% |
| 標準報酬月額 26 万円以下 | 30,000 円 |